

小型充電式電池の分別収集について

令和 5（2023）年 2 月から、小型充電式電池（小型バッテリー）の分別収集を開始します。

昨今、リチウムイオン電池を代表とする小型充電式電池に起因する、ごみ収集車やごみ処理施設での火災が全国的な問題となっています。本市でも昨年 5 月に、クリーンセンターでリチウムイオン電池に起因する小規模な火災が発生し、一時的にごみの受け入れを中止しました。

本市では、今まで小型充電式電池について、市では収集を行わず、一般社団法人 JBRC（詳細は参考に記載）が電気店等に設置する回収ボックスの利用を案内していました。

この度、市として小型充電式電池の処理先の見込みが立ったため、資源の適切なリサイクルと火災事故防止の観点から、一般社団法人 JBRC が回収対象外としている（会員以外が製造、輸入、販売等を行う）小型充電式電池を含め、その分別収集を開始します。

市民の方々に、適切な分別排出にご協力をいただくことで、資源の適切なリサイクルとごみ処理施設等の火災防止につなげます。

回収対象	家電製品等で使用されている小型の充電式電池及びモバイルバッテリー（リチウムイオン電池、ニッカド電池、ニッケル水素電池等） ※大きさの目安は、市販のコードレス掃除機で使用されている（手のひらにのる）サイズまで
分別収集方法	電池（資源物）の日に、乾電池と合わせて、透明な袋に入れて、ごみステーションに出す ※収集にあたっては、平積みボディのトラックを活用していることから、車両火災の防止が可能
収集開始日	令和 5（2023）年 2 月の電池の収集日から A 地区 2 月 1 4 日 B 地区 2 月 1 6 日
周知方法	○ 行政回覧（R5.1.20） ○ 市ホームページ ○ ごみ分別アプリ、みるメール など

参考

- 一般社団法人 JBRC

電池メーカー等により組織される団体。拡大生産者責任に基づき、会員が製造、輸入、販売等を行う小型充電式電池について、電気店等に回収ボックスを設置し、その自主回収・リサイクルに取り組んでいます。

- 市では引き続き、JBRC の取組の利用についても案内をしていきます。

小型充電式電池（小型バッテリー）が 市のごみ収集で出せるようになります

小型充電式電池は、今まで市のごみ収集では出すことができませんでしたが（電気店等の回収ボックスを利用）、令和5（2023）年2月から市のごみ収集でも出すことができるようになります。

小型充電式電池は、他のごみ（可燃ごみ、不燃ごみなど）に混入すると、ごみ処理施設における火災事故等の原因となるため、適切な分別排出へのご協力をお願いいたします。

<1 小型充電式電池とは>

家電製品等で使用されている小型の充電式電池及びモバイルバッテリー（リチウムイオン電池、ニッカド電池、ニッケル水素電池等）



※ 出せる充電電池の大きさの上限は、コードレス掃除機のバッテリー（手のひらにのるサイズ）が目安となります。

小型充電式電池が使用されている主な製品



<2 小型充電式電池の出し方>

家電製品等から取り外し、電池の日（月1回程度 ごみ出しカレンダーによる）に、乾電池、ボタン電池と合わせて出すことができます。透明な袋に入れて、ごみステーションに出してください。

※ 那須塩原クリーンセンターに直接持ち込むことも可能です。

※ 充電電池が取り外せない家電製品については、無理に分解をせず、充電電池を含んだ状態で、小型家電として出してください。

※ 端子がむき出しの充電電池は、端子にテープを張る等の絶縁処理をしてください。

<3 収集開始日>

令和5（2023）年2月から

※ リサイクルマークがついている小型充電式電池は、電気店等の回収ボックスも併せてご利用ください。



<問合せ先> 那須塩原市役所 廃棄物対策課

TEL：0287-62-7301 又は 7030 FAX：0287-62-7202

E-MAIL：haikibutsu@city.nasushiobara.lg.jp